第八款　社会・援護局

（女性支援室）

第五十八条　総務課に、女性支援室を置く。

2　女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。）の保護更生に関すること。

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。

3　女性支援室に、室長を置く。

（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）

第五十九条　（略）

2～4　（略）

5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

6・7　（略）

（成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）

第六十条　（略）

2～6　（略）

7　生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること（老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に属するものを除く。）。

8　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　（略）

2～5　（略）

6　特別自立支援指導官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務を行う。

（削る）

（削る）

7　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　（略）

二　障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。

第九款　社会・援護局

（新設）

（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）

第五十九条　（略）

2～4　（略）

5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

6・7　（略）

（成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室及び生活困窮者自立支援室）

第六十条　（略）

2～6　（略）

7　生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び保護課の所掌に属するものを除く。）。

8　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　（略）

2～5　（略）

6　特別自立支援指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

7　障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　（略）

二　児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所に要する費用及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。